

# 八尾市国民保護計画変更の趣旨及び概要

## 1 変更の趣旨

八尾市国民保護計画は、平成 16 年 6 月に成立した「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）を受け、平成 19 年 1 月に策定したものです。

この計画は、国民保護法第 35 条第 1 項の規定により、政府が定める「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）及び大阪府が定める大阪府国民保護計画（以下「府計画」という）に基づき市が作成しなければならないとされています。

今回の変更は、平成 26 年 3 月の計画変更以降、これまでの期間に基本指針及び府計画が変更されたこと等に伴い、それらと整合性を図るとともに、本市の組織改編による変更、統計関係数値の更新など、所要の事項も併せて行います。

## 2 変更の項目

### (1) 法令等の改正による変更

- ① 平和安全整備法の施行による事態対処法の改正に伴う変更
  - ・平成 27 年 9 月に成立した平和安全整備法をうけ、武力攻撃事態対処法を事態対処法へ変更など。
- ② 感染症法の改正に伴う変更
  - ・平成 26 年 11 月に改正された感染症法をうけ、感染症に関する表記を変更。
- ③ 災害対策基本法の改正に伴う変更
  - ・災害対策基本法の改正に伴い、災害時要援護者を災害時要配慮者もしくは避難行動要支援者に変更する。

### (2) 府計画の変更に伴う変更

- ① 大規模集客施設等における国民保護措置の実施を追加
  - ・避難措置の指示に伴う措置において、大規模集客施設滞在者等に対して必要な措置をとることを追記。
- ② 核攻撃に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施を追加
  - ・武力攻撃による核攻撃等への対処において、避難住民等に対する検査及び簡易除染等の措置を講ずる旨を追記。

- ③ 警報等の伝達経路等の図・規定を変更・追加（J-ALERT、Em-net）
    - ・国との情報伝達手段として、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）および全国瞬時警報システム（J-ALERT）が導入されたことを受けて、文中および伝達経路図に追記。
  - ④ 大阪府の組織改編に伴う変更
    - ・大阪府教育委員会を大阪府教育庁へ変更。
- (3) 八尾市地域防災計画の修正に伴う変更
- ① 対策本部の組織体制の変更
    - ・対策本部の組織体制の変更に伴い組織名等の表記を変更。また、関係機関・団体等の表記を変更・追加。
  - ② 事務分掌の変更
    - ・地域防災計画の各班事務分掌の変更に伴い、準用概要を変更。
- (4) 本市の組織改編に伴う変更
- 危機管理監及び危機管理課の設置等に伴う変更。
- (5) 統計数値等の修正
- ① 人口、気象、地形、交通データ等の表記を変更。
  - ② 新たに市の地形図等を追加。
  - ③ 計画全体の関連図を追加。

### 3 運用開始

平成 29 年 4 月 1 日～